

## D V 被害者支援計画案に寄せられた意見等

| 番号 | 月日   | 住所   | 男女 | 方法     | 内 容  | 対 応   | 区分 |
|----|------|------|----|--------|--|---|----|
| 1  | 9/17 | 倉吉市  | 女  | 電話     | ・自分の周りにDV被害者はいない。ごく一部の人のために県民の税金を使うことに反対する。                                | ・DVは重大な人権侵害であり、DVの防止や被害者の保護、自立支援は国及び地方公共団体の責務である。   | ×  |
| 2  | 10/2 | 千葉県  | 女  | シンポジウム | ・DV被害者の支援(川下)対策だけでなく、暴力を発生させないための教育プログラムの開発と推進というような(川上)対策を計画の中に入れてほしい。    | ・DVを許さない社会の実現のため、家庭、地域、職場、学校など社会のあらゆる分野において教育や研修、啓発を積極的に実施する。(追加: 中学・高校における女性に対する暴力についての認識を深める取り組みの検討)【P.8~9】<br>・地域における思春期の若者の相談場所の設置を追加する。【P.27~28】 |    |
|    |      |      |    |        | ・計画の名称を「被害者支援計画とDV防止計画」としていただきたい。  | ・「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援計画」とする。   |    |
| 3  | 10/2 | 東京都  | 女  | シンポジウム | ・行政による民間へのスーパーバイズは危険である。   | ・複合的な問題を抱えた困難事例等について、民間団体等からの求めに応じて官民が一体となって解決策を見いだすための体制を整備することを盛り込んでいる。(民間の活動に行政が口を挟むということではない。)  | ×  |
| 4  | 10/1 | 不明   | 女  | メール    | ・自身のDV被害の体験について  |   |    |
| 5  | 10/4 | 名和町  | 男  | メール    | ・計画の内容について照会(資料請求)   |   |    |
| 6  | 10/4 | 長野県  | 女  | メール    | ・計画の内容について照会(資料請求)   |   |    |
| 7  | 10/4 | 神奈川  | 女  | 電話     | ・計画の内容について照会(資料請求)   |   |    |
| 8  | 10/5 | 境港市  | 男  | メール    | ・緊急保護命令の創設が必要である。  | ・3年後の法の見直しに向けて検討すべき制度上の課題として計画に盛り込んでいる。【P.29】   |    |
|    |      |      |    |        | ・加害者処罰を制度化し、実刑の中で加害者更生を図るべき。   |   |    |
| 9  | 10/5 | 湯梨浜町 | 女  | 文書     | ・中高生など10代のカップルのDVが増えている。学校での教育や思春期の不安や悩みを聞き解決してあげることが将来のDV予防につながる。         | ・[番号2]に同じ【P.8~9】<br>【P.27~28】   |    |
| 10 | 10/5 | 鳥取市  | 女  | 文書     | ・自身のDV被害の体験について  |   |    |
| 11 | 10/5 | 東京都  | 女  | 電話     | ・計画の内容について照会(資料請求)   |   |    |
| 12 | 10/5 | 大阪府  | 男  | 電話     | ・計画の内容について照会(資料請求)   |   |    |
| 13 | 10/7 | 埼玉県  | 女  | メール    | ・ビザを持たない外国人被害者も日本人と同じ保護が受けられるようにすべきである。また、外国人は相談先が分からずに苦しんでいるので広報に力を入れること。 | ・外国人被害者も日本人と同様の支援が受けられることとなっているが、言葉や文化の違いが障害となっているため、「外国人等に対する配慮」について計画に盛り込んでいる。【P.14~15】   |    |

| 番号 | 月日    | 住所  | 男女 | 方法    | 内 容   | 対 応   | 区分 |
|----|-------|-----|----|-------|---|---|----|
| 14 | 10/12 | 大阪府 | 男  | 文 書   | ・施策の優先順位をつける必要がある。  | ・計画期間（3年間）を設けて期間内に取り組むべき施策を盛り込んでいる。出来るものから速やかに実施していく。                       | ×  |
|    |       |     |    |       | ・カタカナ用語を日本語にすること。   | ・DV、ケースワーク、スーパーバイズ、シェルター、ステップハウスなど一般的でない用語には注釈をつける。                         |    |
| 15 | 10/18 | 境港市 | 女  | 文 書   | ・DVはあまり認知されていない。米子で開催されたシンポジウムのような機会を増やすとともに、TV、新聞、雑誌等はDVについてもっと力を入れて（報道して）ほしい。 | ・テレビ、ラジオ、新聞等のメディアを活用した広報、講演会の実施等、広く県民に対する普及・啓発事業を実施する。<br>【P.9】             |    |
| 16 | 10/22 | 県内  | 女  | メール   | ・DV被害を経験した者として一番実現して欲しいことは役所の窓口の一本化である。シンポジウムで聞いた米子市の取り組みを広めてほしい。               | ・二次被害を防止し被害者の負担を軽減するため、関係機関はDV相談窓口を一元化し関係部署との調整機能を果たすよう努める。<br>【P.12】【P.21】 |    |
| 17 | 10/29 | 鳥取市 | 女  | F A X | ・被害者の人権保障を盛り込んで欲しい。   | ・被害者の人権尊重、人権教育の充実、人権施策基本方針の推進などについて盛り込んでいる。                                 | ×  |
|    |       |     |    |       | ・被害者に対するカウンセリングの充実と具体化が必要。  | ・相談から自立支援にかけて、心のケアについて盛り込んでいる。  |    |
|    |       |     |    |       | ・市町村をこえて全ての支援がDV相談支援センターでできるシステムの検討が必要。   | ・全ての支援を1カ所で完結することは困難。各機関における窓口一元化とDV相談支援センターによる支援を充実させる。                    |    |
|    |       |     |    |       | ・県が加害者更生プログラムを作成し、実施してはどうか。   | ・実効性を確保するためには国の制度としての検討が必要。   |    |
| 18 | 10/30 | 岐阜県 | 男  | メール   | ・加害者の置かれた環境等も理解し、被害者サイドのみに偏らない支援が必要である。   | ・加害者の相談窓口の設置について検討する。 【P.28】  |    |
|    |       |     |    |       | ・DVを防ぐためには、子どもの家庭環境等を学校はもちろん、地域社会が把握し支援していくことが必要。                               | ・地域における教育、地域における若者の相談場所設置、地域のメンタルケア資源の情報提供等について記載している。                      |    |
| 19 | 10/31 | 鳥取市 | 男  | メール   | ・マスコミに対するDV知識教育の徹底と間違った報道に対しては苦情申立や警告が発せられるようにすること。                             | ・マスコミも含め、広くDVに対する正しい知識の普及啓発に努める。  | ×  |
|    |       |     |    |       | ・DVが原因で借金を背負った被害者の支援（弁護士、自己破産手続き等）が必要。  | ・司法手続きに関する支援を盛り込んでいる。 【P.22】  |    |
|    |       |     |    |       | ・離婚調停委員、裁判官、警察、民生委員等に対する2次被害防止のための教育が必要。  | ・2次被害防止のための研修の促進について追加した。<br>【P.10】   |    |
| 20 | 10/31 | 不明  | 女  | メール   | ・医療関係者を対象とした研修会を開催して頂きたい。   | ・医療機関等の安全対策が必要な機関における研修の実施について盛り込んでいる。<br>【P.10】                            |    |

注) 1 区分欄の は計画に追加した項目、 は趣旨を計画に盛り込んでいる項目、×は計画に記載しない項目

2 【 】は計画中の記載ページ